



多面的機能支払交付金の 次期対策について

高めよう 地域協働の力!



農林水産省関東農政局農地整備課多面的機能支払推進室

P1

1.食料・農業・農村基本法の改正について

P4

2.関東農政局管内の現状

P6

3.多面的機能支払交付金の課題と次期（第3期）対策について

P20

4.環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）について

P23

5.多面的機能支払交付金の優良事例



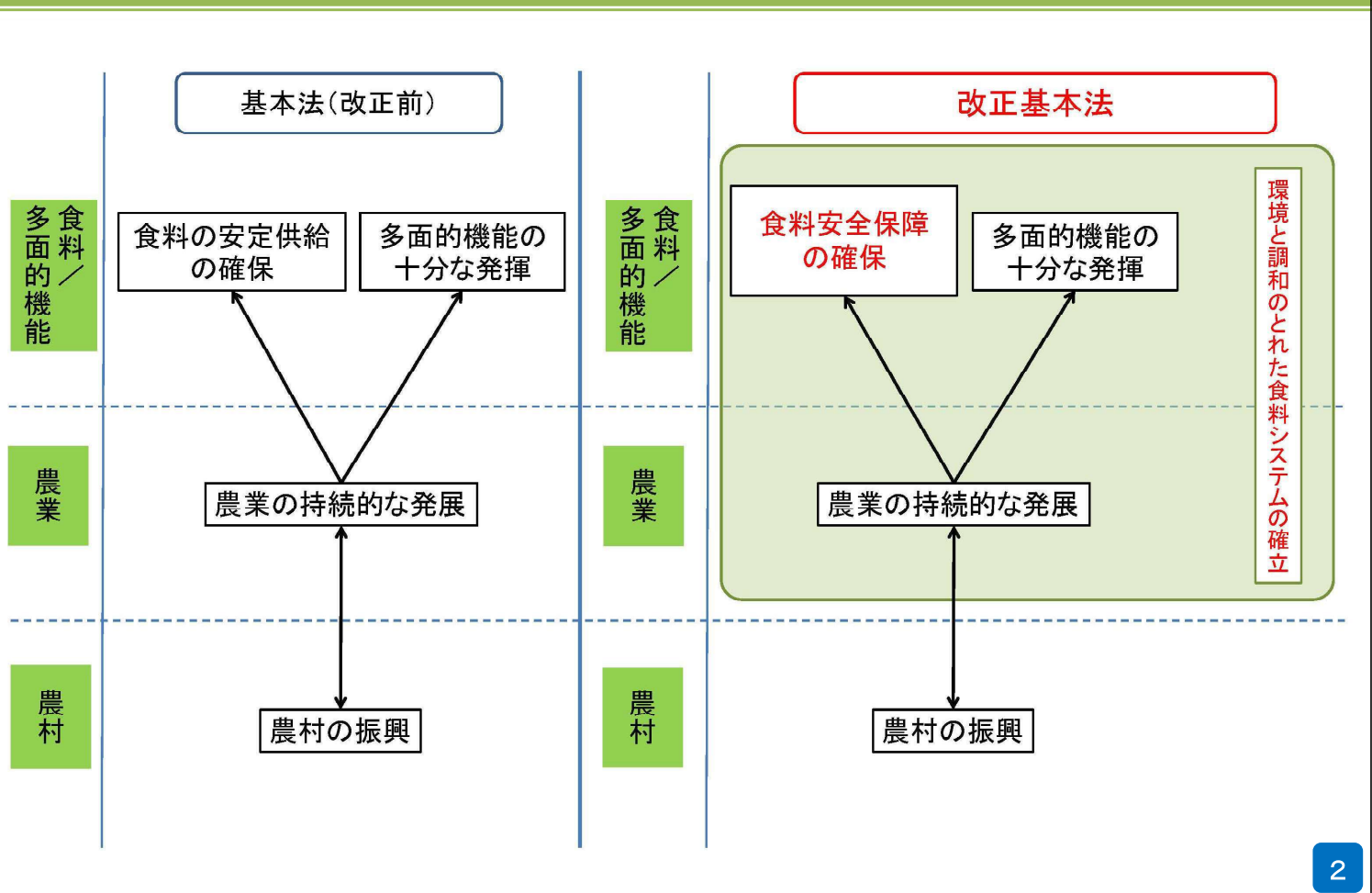
1 食料・農業・農村基本法の改正について

～多面的機能支払交付金の法律への位置付け～

農林水産省ウェブサイト「食料・農業・農村基本法 改正のポイント（令和6年8月）」の全体版が掲載されています。（<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/attach/pdf/240709-2-22.pdf>）

改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性（イメージ）

「食料・農業・農村基本法 改正のポイント（令和6年8月）」より抜粋



改正基本法における多面的機能支払の位置付け

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（多面的機能の発揮）

第4条 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に鑑み、将来にわたって、**環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。**

（農村の振興）

第6条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、**農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、**農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

多面的機能支払（新たに位置付け）

（農地の保全に資する共同活動の促進）

第44条 国は、**農業者その他の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動が、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの共同活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。**

（中山間地域等の振興）

【参考】中山間地域等直接支払（従来から規定）

第47条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、**地域社会の維持に資する生活の利便性の確保**その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、**中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。**

3

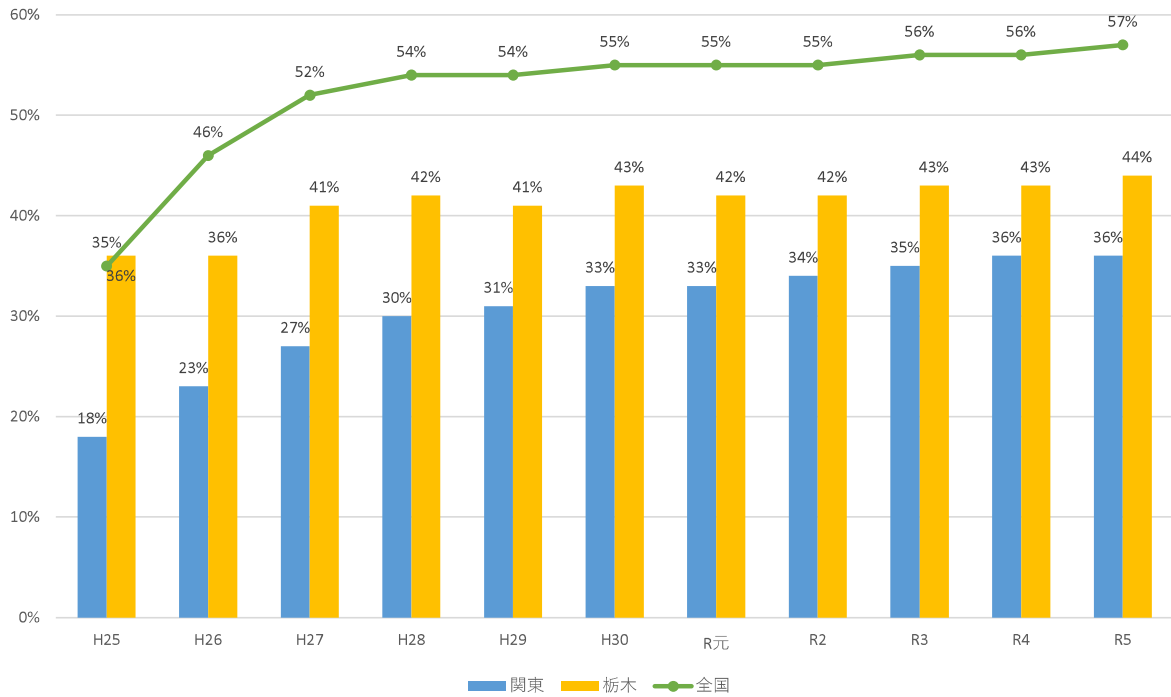
2 関東農政局管内の現状

4

2. 関東農政局管内の現状

○ 多面的機能支払交付金のカバー率はH25からH28にかけて増加傾向であったが現在は**全国で約57%、関東管内で約36%、栃木県で約44%**で推移している。
※カバー率：農用地面積に対する多面的対象農用地面積の比率。

カバー率の推移（H25～R5）



5

3 多面的機能支払交付金の 課題と次期（第3期）対策について

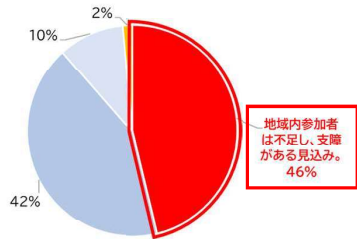
6

多面的機能支払の課題

- 地域共同活動による保安全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し、冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し、冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

○ 地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

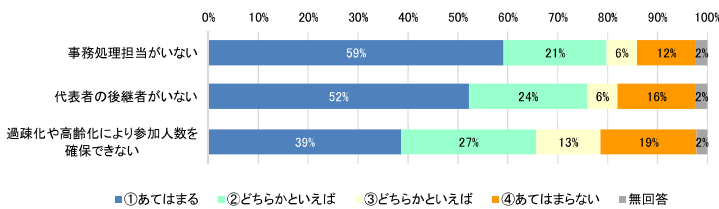
● 将来(5~10年後)の充足状況の認識



- 地域内参加者は不足し、支障がある見込み。
- 地域内参加者は不足するが、支障はない見込み。
- 地域内参加者は過不足ない見込み
- その他

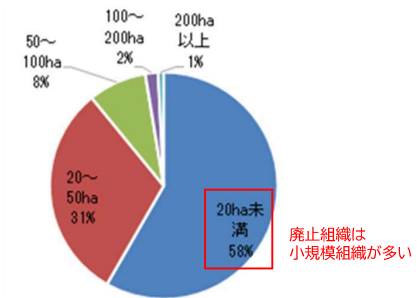
資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

○ 多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

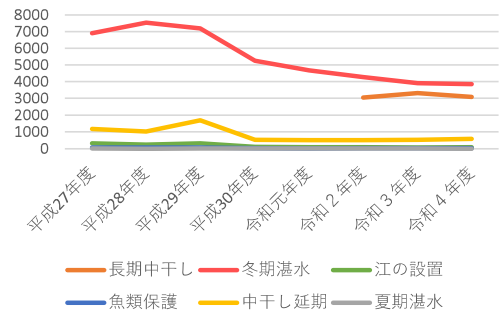
○ 多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



※全活動組織のうち、20ha未満の組織の割合は約35%

資料：令和3年度～令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

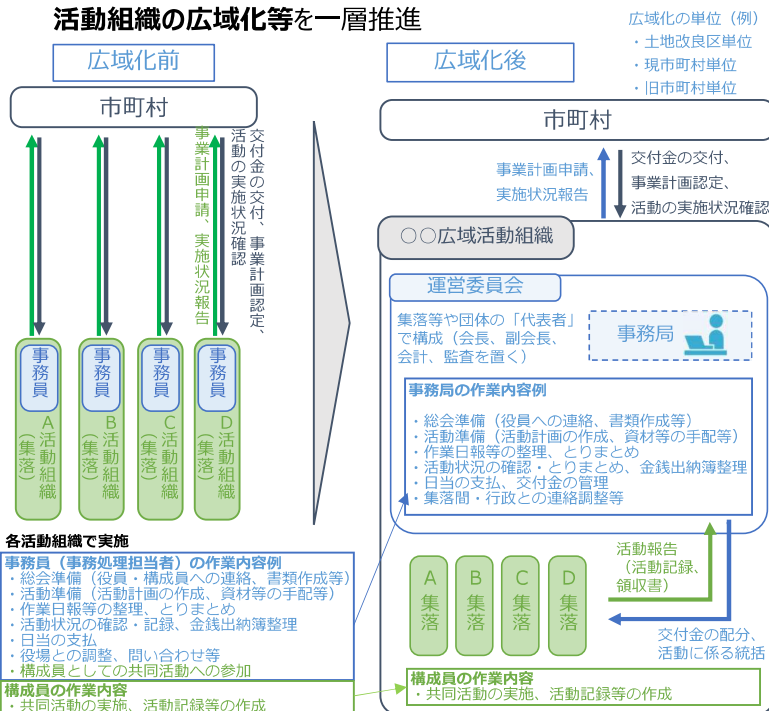
○ 環境直払の取組別実施面積



多面的機能支払の次期（第3期）対策の方向について

- 人口減少や高齢化に伴い事務作業や活動の継続が困難となることに対応するため、これまででも活動組織の広域化、地域への外部人材の呼び込み、事務負担の軽減等に取り組んできたところであるが、今後、更に現状の課題に対応していくため、次期対策においては、引き続き広域化の推進や事務負担の軽減に取り組むとともに、活動組織の体制強化に向けて、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築に取り組む。
- 環境負荷低減に係る取組については、これまで環境保全型農業直接支払で支援してきたが、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待される取組（長期中干し、冬期湛水等）については、令和7年度から多面的機能支払で支援する。

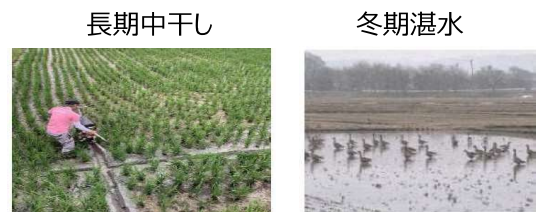
○ 多面的機能支払の事務の省力化、組織体制の強化を図るため、活動組織の広域化等を一層推進



○ 国、県、市町村による集落の共同活動への支援等を強化



○ 環境負荷低減（長期中干し、冬期湛水等）の取組を、多面的機能支払において地域共同で行うことにより推進



日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円
- 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
 - 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県		北海道			
	農地維持支払 (共同)※1	資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	農地維持支払 (共同)※1	資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3		
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

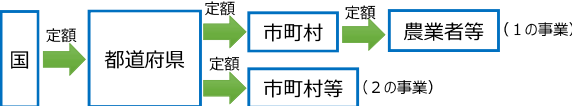
※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用④

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円
交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※黄色/ハイライトは拡充等項目

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び⑥は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援 ③ 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)への支援	田 400	320

項目	交付単価	① 項目	交付単価
② 環境負荷低減の取組への支援	長期中干し 800 冬期湛水 4,000 夏期湛水 8,000 中干し延期 3,000 江の設置等 4,000 作溝実施 4,000 作溝未実施 3,000	① 組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと 40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

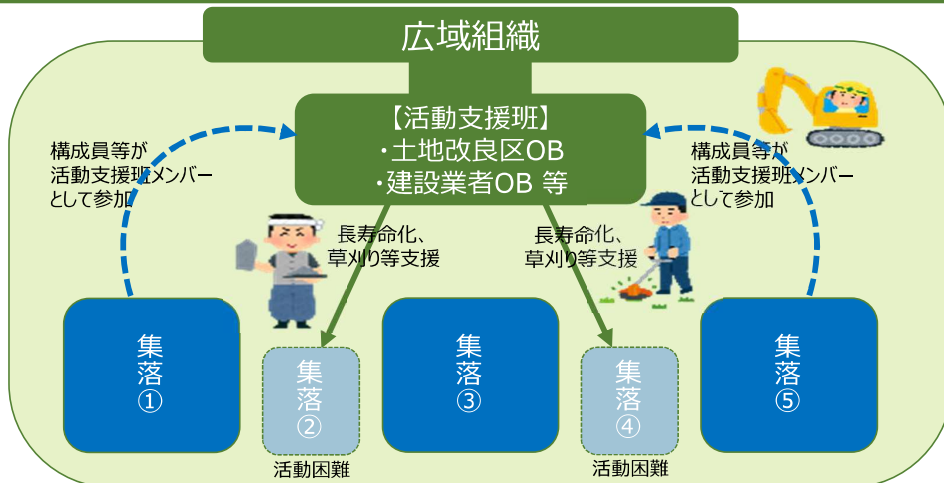
【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-219)

9

① 組織の体制強化への支援

活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するため、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、40万円/組織を加算する。

活動支援班とは



●活動支援班とは

- ・複数の集落※1で構成される広域活動組織※2において、活動組織内の集落をまたいで共同活動※3を支援することを目的として設置される作業チーム。
- ・活動支援班のメンバーは、活動組織の構成員であり、複数人で構成されていること。

※1 農林業センサスにおける農業集落をいう。(多面的機能支払交付金実施要領第1の4の(7)参照)

※2 活動支援班加算の制度の目的は、「活動支援班の設置」だけでなく、「広域活動組織の設立」を促進することであり、既に広域活動組織となっている組織が面積を拡大する場合や令和6年度までに広域活動組織を設立し広域化加算を受け取っていない場合は、支援の対象外。(増進項目は対象となる。)

※3 水路の草刈りや泥上げ等の基礎的な保全活動、長寿命化の取組だけでなく、植栽などの農村環境保全活動等も対象。

10

② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進するため、これまでの環境保全型農業直接支払交付金において支援対象としてきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援を資源向上支払の加算措置（みどり加算）として追加する。

	令和6年度まで 環境保全型農業直接支払交付金	令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算）
実施主体	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者（R7～R11年度のみ） ・活動組織又は広域活動組織
対象取組と支援単価	【全国取組】 長期中干し：800円/10a 【地域特認取組】 冬期湛水：4,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料/畦畔補強）：8,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料）：7,000円/10a 冬期湛水（畦畔補強）：5,000円/10a 夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等（作溝実施）：4,000円/10a 江の設置等（作溝未実施）：3,000円/10a	長期中干し：800円/10a 冬期湛水：4,000円/10a 夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等：4,000円/10a（作溝実施） 3,000円/10a（作溝未実施）
要件	・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと ・販売農家であること ・推進活動を実施すること	・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと ・活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること ・活動組織が実施する場合、農地維持支払、資源向上支払（共同）を実施していること
交付金の交付	・実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 ・同一ほ場に対する支援は一取組のみ	・実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 ・同一ほ場に対する支援は一取組のみ
対象農用地	①農業振興地域内の農地 ②生産緑地地区内の農地	①農振農用地区域内の農用地 ②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地 ※環直で農振農用地区域外で行っていた場合は、多面では知事特認を受ける必要

11

②-2 みどり加算の実施要件

対象取組ごとの実施要件

「対象取組」の実施要件は、これまでの環境保全型農業直接支払交付金（全国共通取組、地域特認取組）における実施要件と同様とし、5割低減の取組と組み合わせた取組であることと併せ、以下のとおりとします。

長期中干し

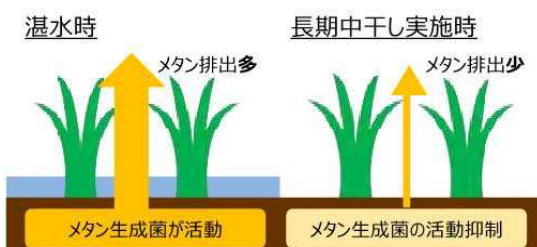
- ① 主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日間以上の中干しを実施すること。



ほ場の溝切り

地球温暖化防止効果

水田において長期間の中干しを行うことで水田土壌をより酸化的にし、嫌気性のメタン生成菌の活動を抑制してメタン（温室効果ガス）の排出を削減する



全国8県9地点でのほ場試験の結果、慣行の中干し期間を一週間程度延長することでメタン排出を約30%削減（Itoh et al. 2011）

中干し延期

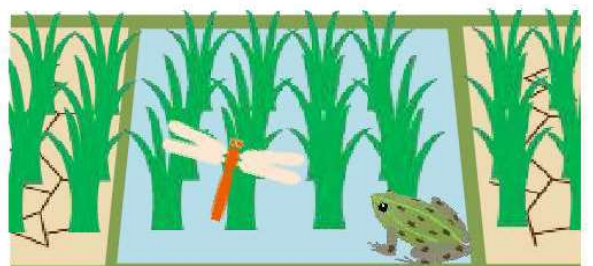
- ① 主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1か月程度延期又は中止し、慣行の水稲栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検・補修を実施すること。



中干し延期

生物多様性保全効果

幼生（オタマジャクシ、ヤゴ）の時期に水田を利用する生物（カエル、トンボ）が成体になるまで湛水状態を保っておくことで生物多様性を保全



片山ほか（2020）の研究レビューにより、中干延期は無脊椎動物の保全に「十分確立」した正の効果があると評価された。

12

②-2 みどり加算の実施要件

対象取組ごとの実施要件

「対象取組」の実施要件は、これまでの環境保全型農業直接支払交付金（全国共通取組、地域特認取組）における実施要件と同様とし、5割低減の取組と組み合わせた取組であることと併せ、以下のとおりとします。

冬期湛水

- ① 主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組において認められた主作物であり、R7年度以降も引き続き実施する場合は、この限りではない。
- ② 10月～翌年3月の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること



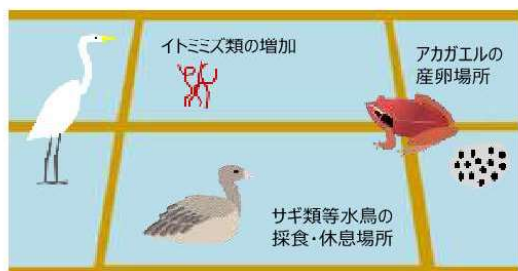
ほ場集まる水鳥



冬季湛水

生物多様性保全効果

冬期の水田に水を張って鳥類その他の湿地性生物の生息環境を確保し、生物多様性を保全



片山ほか（2020）の研究レビューにより、冬期湛水管理は無脊椎動物・鳥類の保全に「十分確立」した正の効果があると評価された。

夏期湛水

- ① 主作物が野菜、麦類、なたね等であり、転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ② 6月下旬～9月上旬の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ③ 湛水期間中の開放水面を維持するため、深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ④ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること

13

②-2 みどり加算の実施要件

対象取組ごとの実施要件

「対象取組」の実施要件は、これまでの環境保全型農業直接支払交付金（全国共通取組、地域特認取組）における実施要件と同様とし、5割低減の取組と組み合わせた取組であることと併せ、以下のとおりとします。

江の設置等

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 水田内に江（ピオトープ、生き物緩衝帯）を設置すること。
10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は※1のとおり
取組面積を調整する。
江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。
※1 取組面積(a (a未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から8月中旬までとする。
- ④ 湛水の状態とする期間中、江に除草剤を使用しないこと。



田んぼの設置された「江」

生物多様性保全効果

常時湛水状態を保つ場所（江）を設置することで、中干し時期等の水生生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全



片山ほか（2020）の研究レビューにより、江の設置は無脊椎動物・両生類・魚類の保全に「十分確立」した正の効果があると評価された。

14

②-2 みどり加算の実施要件

みどり加算の支援要件

- みどり加算は、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と併せて行う必要があります。（増進項目はその要件はなし）
- また、次期対策期間（R7～R11年度）中に取組面積を拡大することが要件となります。（増進項目はその要件はなし）

	令和 6 年度まで 環境保全型農業直接支払交付金	令和 7 年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行うこと ・販売農家であること ・推進活動を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と併せて行うこと ・活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること ・活動組織が実施する場合、農地維持支払、資源向上支払（共同）を実施していること

15

②-3 みどり加算の交付要件

交付要件

1 化学肥料等5割以上低減要件については、「毎年度、5割減減を達成すること」を要件とする。なお、当該要件を満たさない場合は、自然災害その他やむを得ない理由がない場合を除き、遡及返還となる。

要件を満たさない場合の具体例

計画年度	1	2	3	4	5
化学肥料等5割以上低減	○	○	x	○	○

2 面積拡大要件については、「活動期間中に面積を拡大させること」を要件とする。なお、当該要件を満たさない場合は、自然災害その他やむを得ない理由がない場合を除き、遡及返還となる。

自然災害その他やむを得ない理由について

実施要領第2の19 資源向上支払交付金の返還（1）返還の免責事由のとおり、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、資源向上支払交付金の返還を免除することとする。

「自然災害その他やむを得ない理由」については、国と当該地方公共団体の間で相談して活動組織ごとに判断するが、例えば、

- ① 豪雨、洪水、地すべり、地震、感染症の拡大防止等の理由により、計画段階で予定した普及・啓発活動や実践活動ができなかった場合
- ② 希少種の発見、鳥の営巣などにより、計画段階で予定した泥上げ等の実践活動ができなかった場合
- ③ 害虫の異常発生などにより、計画段階で予定していた農村環境保全活動の植生による水質保全ができなかった場合
- ④ 湧水量の減少などのために、計画段階で予定した農村環境保全活動の、生態系に配慮した施設の適正管理や水田を活用した生息環境の提供が実践活動まで取り組めなかった場合
- ⑤ ブロックローテーションなどの地域の営農計画上の事情等であって環境負荷低減の取組を行う者の責に帰さない場合などは、外部条件の変化によるものであり、「やむを得ない理由」に相当すると想定される。

16

③ 多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

多面的機能の増進を図る活動

- 地域の創意工夫に基づき、以下の a～j から選択した活動と、k の広報活動を毎年度実施^{※1、2}します。
- 令和7年度より、h とiを新たに追加します。

a：遊休農地の有効活用	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c：地域住民による直営施工	d：防災・減災力の強化
e：農村環境保全活動の幅広い展開	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化
i：広域活動組織における活動支援班 [※] の設置及び活動の実施	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農的関係人口の拡大	

- ※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。
- ※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。

○多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。
 ※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

③ 多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

i：広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

○要件

広域活動組織において、活動支援班が設置されており、その活動支援班が広域活動組織内の集落をまたいで活動を実施している場合、要件を満たしているとみなされます。



草刈り支援隊による草刈り



草刈り支援隊による草刈り

h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○要件

環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干し期間の延長）をほかの増進項目と同様に、活動組織内で決めた農地において実施すれば、増進活動としてみなされます。増進活動については、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の要件や、取組面積の拡大についての要件、一ほ場一取組の制限はありません。



ほ場に集まる水鳥



冬季湛水

④ 資源向上支払（長寿命化）の交付単価

- 多面的機能支払交付金の長寿命化対策については、これまで、
 - ・ 活動組織の広域化による効率的な長寿命化対策
 - ・ 経費削減が可能である多様な主体の参画による直営施工
 を促すため、「広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、資源向上支払（長寿命化）の基本単価に5/6を乗じる」としていました。
- 一方、長寿命化対策の支出に占める外注費は高い水準となっており、限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるためにも、外注する場合と比較して安価に実施できる直営施工を更に推進するべく、令和7年度からは、活動組織の規模に関わらず、「直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる」としました。

現行：広域活動組織の規模を満たす、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる

改正：直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる（経過措置※あり）

	広域活動組織の規模を満たさず	広域活動組織の規模を満たす
直営施工なし	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価

	広域活動組織の規模	
	満たさず	満たす
直営施工なし	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価

※新たな活動期間から適用（現行の活動期間中は現行の単価）

19

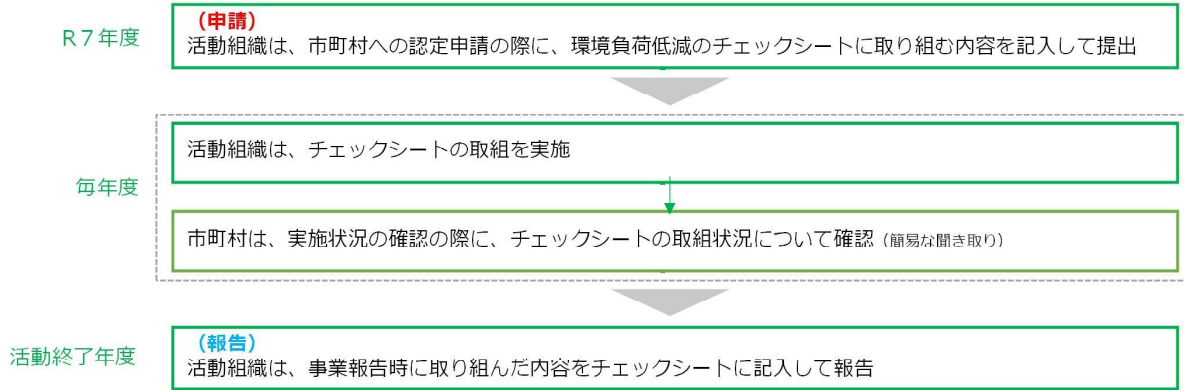
4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス （みどりチェック）について

20

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の要件化について

- 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（令和5年12月）において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとしたところ。
- 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金では、令和7年度からの次期対策において、環境クロスコンプライアンス（みどりチェック）を事業の要件とし、集落協定、活動組織等は市町村への認定申請の際に、環境負荷低減のチェックシートに取り組み内容を記入して提出。また、対策期間（中山間直払）、活動期間（多面支払）の最終年度の事業報告時に取り組んだ内容を記入して提出。

みどりチェックの手続の流れ（案）【多面支払の場合】



※ 報告後、一部の活動組織を対象とした抽出検査が国のみどりチェック担当者により実施されます。（確認）
 ※ R7年度から試行的に実施し、その上で詳細を固め、R9年度から本格実施に移行します（報告内容に不備があった場合の具体的措置は、今後の検討となります。）。

	R7	R8	R9	R10	R11	備考
活動期間 R7～11	★ ・チェックシート申請				★ ・報告 ・確認（クロコン担当）	
R7～R10に活動終了する組織	★ ・報告 ・確認（試行）	★ ・報告 ・確認（試行）	★ ・報告 ・確認（あり）	★ ・報告 ・確認（あり）		確認については、報告のとりまとめが翌年度となるため、翌年度中の確認となります。（要調整）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（活動組織向け案）

多面的機能支払

申請時 (します)	内容	報告時 (しました)
申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	みどり加算の交付を受ける場合 肥料の適正な保管 <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
②	みどり加算の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な除草や害虫駆除等	報告時 (しました)
③	共同活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管 <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
④	みどり加算の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存 <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	共同活動において除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	共同活動を行う場合には、プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響	報告時 (しました)
⑨	共同活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
⑩	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める <input type="checkbox"/> (該当しない)	<input type="checkbox"/>
⑫	「みどりの食料システム戦略※」を理解し、適切な事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑬	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

※令和3年5月12日に決定。詳しくは、みどりの食料システム戦略HPへ
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html#Midorisenryaku>

(注) ・ 該当するものについて実施する場合は「 します」、 しました」にチェックし、該当しない場合は、「 該当しない」にチェックします。

5 優良事例について



広域活動組織による「直営班」の設立

平地農業地域



にしきまちのうちみずかんきょうほぜんかんりきょうていうんえいいんかい
錦町農地・水・環境保全管理協定運営委員会

にしきまち
(熊本県錦町)

- 本地域は、熊本県の南部に位置する錦町において、1町1組織で活動に取り組んでいる広域組織。錦町の中心部を球磨川が西流しており、この地域一帯が集中した水田地帯となっている。
- 農地・水・環境保全向上対策(以下、農地水)が開始された平成19年度に設立。町内全域を活動エリアとしており、認定農用地面積は約985ha。傘下の組織数は27組織で構成。
- 人手不足等により活動が困難な地域での活動を支援するため、「直営班」を設立。

【地区概要】※R4年度時点
 ・認定農用地面積 985ha (田:985ha)
 ・資源量 水路203km、農道85km
 ・主な構成員 農業者、農事組合法人、自治会、女性部、土地改良区、学校、消防団、子供会 など
 ・交付金 約90.6百万円(R4)

農地維持
支払

資源向上
支払
(共同)

資源向上
支払
(長寿命化)

取組前の課題

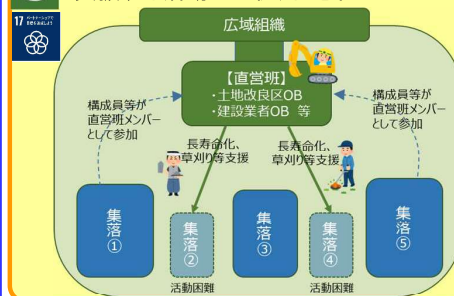
- 過疎化、高齢化により、保全活動への参加者が減少。農道や水路などの農業用施設の保全管理活動の実施が困難となる地域が発生。
- また、重機の免許資格を持つ構成員がいる地区は一部。台風や洪水等の異常気象により発生した流木や、用水路の土砂に撤去のほか、鹿や猪の被害により崩壊した法面等の補修など、いずれも重機を使う作業であり、免許保有者による応援が必要。



川の氾濫により管理用道路に流木が散乱(重機がなければ対応困難)

取組内容

- 活動が難しい地区を支援するため、事務局直属の「直営班」を設立。直営班は建設、土木関係のOBが7名と技術者が1名で構成。
- 業務内容は長寿命化工事が主体であるが、草刈りの人手が足りない地区の手伝いや、人数の集まりにくい水路の泥上げ作業、重機が必要な作業など、協定内で困っている地区を助け、支援する活動にも取り組む。



取組の効果

- 直営班が応援に行くことで、全域を通して円滑な活動が可能となった。
- 直営班は、仕事が丁寧かつ技術力もある。また、各地区の構成員で組織しており、施工地区とも円滑なコミュニケーションが取れるため、両者納得した施工が可能で施工後のトラブルが少ない。
- 直営班は外注に比べ省コストで施工が行うことが可能であり、活動が充実。



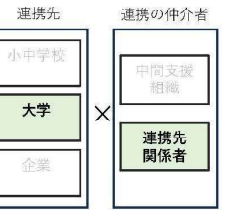
ユンボの達人・左官の達人・大工の達人など腕のいいメンバーです!

直営班の活動



取組のポイント

胎内市内に開校した新潟食料農業大学の構内に草刈りサポーター募集のチラシを掲示したことにより、大学生が草刈活動に参加するようになった。ブログやSNSを活用した情報発信、地域のアルバイト時給を上回る時給の支給、草刈機の講習等のサポートにより、連携の継続・強化が図られている。



地区概要 ※R3年度時点

- ・認定農用地面積91.66ha (田90.94ha、畑0.72ha)
- ・主な構成員 自治会、女性部、子ども会等
- ・交付金 約4百万円 (R2)
- ・取り組む活動 農地維持・資源向上支払 (共同)

連携前の状況・課題

集落の少子高齢化や非農家世帯の増加により、地域活動に対する意識が希薄化し、農家のみによる保全管理が困難となる状況であった。

連携の契機

平成30年、胎内市内に「新潟食料農業大学」が開校。大学構内に草刈りサポーター募集のチラシを掲示したことで大学生との連携がスタートした。



活動拡大の工夫

ネットを通じた情報発信

ブログやSNSを活用し、活動の様子やスケジュール等の情報を広く公開。また、SNSでは登録者への一斉連絡のほか、個別の問合せにも対応するため、参加者のリピート率も高い。

しばはし環境保全会だより



十分な手当の支給

地域のアルバイト時給より高い活動時給(1,100円/h)を支給し、バイト感覚での学生参加を促進。
 ※新潟県の最低賃金(R4)は890円/h

手厚いサポート

草刈未経験者でも気軽に参加できるように、防護具の貸与や研修会を開催。

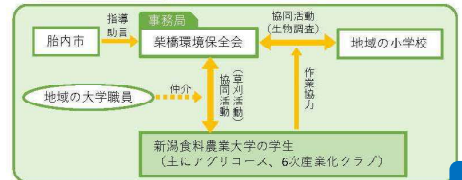


連携後の活動実績等

- ・平成30年以降、延べ253名の大学生が草刈活動に参加 (令和5年10月時点)。
- ・生き物調査や収穫祭等の草刈り以外の活動についても、大学生が主体的に参加しており、連携活動の輪が広がっている。
- ・学生の受け入れ態勢を整えた結果、学生以外の非農家の参加も増加している。



体制図



外部組織との連携のプロセス

連携前の状況

- ・集落の少子高齢化や非農家世帯の増加により、地域活動に対する意識が希薄化し、農家のみによる保全管理が困難となる状況。
- ・地域の若者や移住者・地域外の者など「多様な主体の参画」による地域の活性化を模索していた。

ブログの開設 (H28)

- ・活動組織のPRを図るため、ブログを開設。当初は活動写真とコメントを一言添える程度の記事を投稿。

新潟食料農業大学の開校 (H30)

- ・胎内市内に新潟食料農業大学が開校。
- ・集落在住の大学関係者を通じて、大学側と打ち合わせを行い、構内に時給を明記した草刈りサポーター募集のチラシを掲示。

受け入れ態勢の強化 (H30)

- ・SNS公式アカウントを作成し、ブログと併せて活動予定を前広に周知するとともに、一斉連絡や個別の相談にも対応できる体制を構築。
- ・参加者に貸与するための草刈機、安全具 (ヘルメット、フェイスシールド、エプロン、おね当て) を整備。
- ・草刈未経験者が安心して参加できるように、取扱研修会 (座学・実技) を開催。研修会参加者にも日当を支払い。



収穫祭の状況①



収穫祭の状況②



生物調査の状況

取組の成果・今後の展望

草刈り作業から始まった大学生との共同活動が、収穫祭や生き物調査といったその他の活動の自主的な協力にも展開している。また、大学生の受け入れ態勢を整えた結果、それ以外の非農家の活動参加にもつながっている。集落住民も大学生との連携を好意的に受け止めており、引き続き、連携を深める方針。

SDGsを絡めたアンケート

SDGsの観点も踏まえ、活動についての感想を大学生にアンケートで聞き取り。70%以上が卒業後も農村との関わりを続けたい回答。

その他の取組への展開 (H31~)

草刈活動に参加していた大学生が、収穫祭や生き物調査の運営にも参加。

収穫祭への作業協力 (H31~)

人学生が地域住民向けの収穫祭に、準備・片付け、出し物のアシスタントとして作業協力。



スマート化による負担軽減の取組

都市的地域 平地農業地域
中間農業地域



キーワード

都道府県独自の取組

くらしきいきしげんほぜんかい くらしきし
倉敷地域資源保全会（岡山県倉敷市）

- 本地域は、一級河川である高梁川による豊富な水資源に恵まれた稲作主体の水田地域である。近年では、住宅の造成等による混住化が進む一方、農業従事者の高齢化・減少傾向により、農家のみでの施設の保全管理が困難となりつつある。
- 活動当初は、水路の泥上げ等の基礎的な活動のみを実施していたが、最近は地域住民と協力した植栽活動や外来種駆除など多様な活動を始めたことにより、地域コミュニティの再構築および地域活性化にも貢献している。
- 令和3年度から岡山県が始めた自走式草刈機の貸し出し事業を活用して、今後の草刈作業の負担軽減の検討に取り組んでいる。

【地区概要】※R4年度時点

- ・認定農用地面積790.5ha（田790.5ha）
- ・資源量 水路 375.0km 農道 0.5km ため池 4箇所
- ・主な構成員 農業者、子ども会、自治会、自衛消防 等
- ・交付金 約42百万円（R4）

農地維持 支払	資源向上 支払 (共同)	資源向上 支払 (長寿命化)
------------	--------------------	----------------------

活動開始前の状況や課題

- 近年は集落の高齢化や混住化が進み、地域内での非農家の割合が高くなっている。
- 農業者の中でも兼業農家の割合が高く、清掃活動を実施できる日も限られており、参加者が少ないこともある。
- 傾斜地での草刈作業は、多大なる労力を要し、転落の危険性もある。

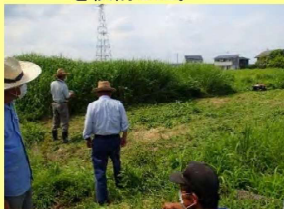


草が生い茂る傾斜地

取組内容



- 貸し出しを受けた自走式の草刈機を使用し、農道や耕作放棄地・水路法面の草刈を試験的に行った。（機械はラジコン式、最大適用傾斜角40度）
- 使用した感想をアンケートで集約し、今後、どのような形で負担軽減に取り組むかを検討した。



耕作放棄地草刈

取組の効果

- 参加者が少ない中でも、短時間で、かつ安全に活動することができた。
- 【取組前】参加者：8名 所要時間：約7時間
【取組後】参加者：4名 所要時間：約4時間
参加者割合：農家4名、非農家0名
- ハンドル式草刈機の操作が困難な高齢の住民も簡単に操作することができるため、草刈機を持っていない非農家も作業に参加しやすく、今後も継続的な施設の維持管理が見込まれる。



機械を使用した傾斜地での草刈作業

27

(参考) 多面的機能支助の効果に係る広報

多面的機能支助メールマガジン 農村ふるさと保全通信

多面的機能支助の先進活動組織やリーダーの紹介、制度情報など、活動組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、農林水産省が発行しているメールマガジンの新規配信登録の入力フォームからご登録ください。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

【農村ふるさと保全通信への投稿】

皆様の活動組織の紹介など、メールマガジンの原稿を随時、受付しています。

以下のアドレスにお
バックナンバーは
tamen_ml@maff.go.jp
QRコードからもご
覧いただけます



ご登録を
お願いします！



Facebookもチェック



農村振興局Facebookでは農業・農村振興施策や地域の取組などを写真や動画とともにお届けしています！

<https://www.facebook.com/nouson.maff/>



小学生向けに学習コンテンツ公開！



農林水産省では、次世代を担う子どもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください。



28